（仮称）北部地区公園の都市計画の素案に関する説明会

令和７年４月16日
依知北公民館集会室
厚木市　都市計画課

未来へ一歩つながる
あつぎ７０年

■　本日の説明会の趣旨

厚木市では、都市計画の決定や変更の素案を作成する際は、住民説明会を開催し、皆様から御意見をいただいております。

(厚木市住みよいまちづくり条例　第19条)

本日は、(仮称)北部地区公園の都市計画変更(素案)について説明させていただきますので、御意見をお聞かせください。

本日の説明内容

1 計画地区の概要

2 依知地区に都市計画公園が必要な理由

3 (仮称)北部地区公園

4 今後のスケジュール

5 都市計画法による制限

1　計画地区の概要

（１）　位置

1　計画地区の概要

（２）　計画地と周辺の状況（厚木市　山際　地内）

あつぎ3Dデジタルマップより

1　計画地区の概要

（２）　計画地と周辺の状況（厚木市　山際　地内）

厚木市オールハザードマップより

（３）　計画地の概要と状況

所在地	厚木市山際字中萩原、字採燈場
都市計画区域	都市計画区域（市街化調整区域）
計画敷地面積	約4．2ha
アクセス	・小田急線「本厚木駅」からバスで約30分 ・「中平」又は「山際」バス停下車、徒歩約5分 ・首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の 県央厚木インターチェンジから車で約3.5km、 相模原愛川インターチェンジから車で約3.5km
計画地の状況	・計画地は、国道129号と県道65号に接している約4.2haの土地です。 ・計画地は、市街化調整区域で農地やコンビニエンスストア、資材置き場があります。 ・計画地の周辺には農地が広がっています。

本日の説明内容

1 計画地区の概要

2 依知地区に都市計画公園が必要な理由

3 (仮称)北部地区公園

4 今後のスケジュール

5 都市計画法による制限

２　依知地区に都市計画公園が必要な理由

（１）　都市計画公園の必要性

厚木市では、市民が身近に利用できる公園が少ない状況であり、**依知地区についても、人口一人当たりの公園整備面積が低い水準**になっている。

災害が発生した際、**市域北部に防災機能を備えた公園の整備が必要**とされている。

2　依知地区に都市計画公園が必要な理由

H21　2009年

厚木市都市マスタープラン

関口山際地区に防災公園の計画

H25　2013年

（仮称）北部地区公園基本構想（案）の作成

2017年

厚木市緑の基本計画

防災機能を備えた公園と一体的な土地区画整理事業の実施の検討

防災機能を備えた（仮称）北部地区公園を整備する

R03　2021年

厚木市都市計画マスタープラン

依知地域に防災機能を備えた地区公園の整備を進める

土地区画整理事業と公園事業の分離

R04　2022年

依知北地区自治会連絡協議会から要望書の提出

R05　2023年

依知南地区自治会連絡協議会から要望書の提出

（２）　上位計画との整合

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（神奈川県策定）

・北部において防災機能を備えた(仮称)北部地区公園を整備する。

整合

厚木市総合計画（厚木市策定）

・災害時の拠点となる防災機能を備えた公園の整備計画を推進する。

整合

厚木市 都市計画マスタープラン

・防災機能を備えた地区公園の整備

整合

厚木市 緑の基本計画

・相模川、中津川の２河川に挟まれる依知地区に防災機能をもった公園の整備

本日の説明内容

1 計画地区の概要

2 依知地区に都市計画公園が必要な理由

3 (仮称)北部地区公園

4 今後のスケジュール

5 都市計画法による制限

３　（仮称）北部地区公園

（１）　都市計画の概要

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
地区公園	4･4･2	（仮称） 北部地区 公園	厚木市山際 字中萩原、 字採燈場地内	約4．2ha	園路及び広場 修景施設 休養施設 遊戯施設等

当該区域は、市街化調整区域内に位置しており、第1次緊急輸送道路である国道129号とのアクセスが容易であること、大型車両の出入りが可能であることから本区域を選定しています。

凡　例

- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 準住居地域
- 当該区域
- 農用地区域

３　（仮称）北部地区公園

（１）　都市計画の概要

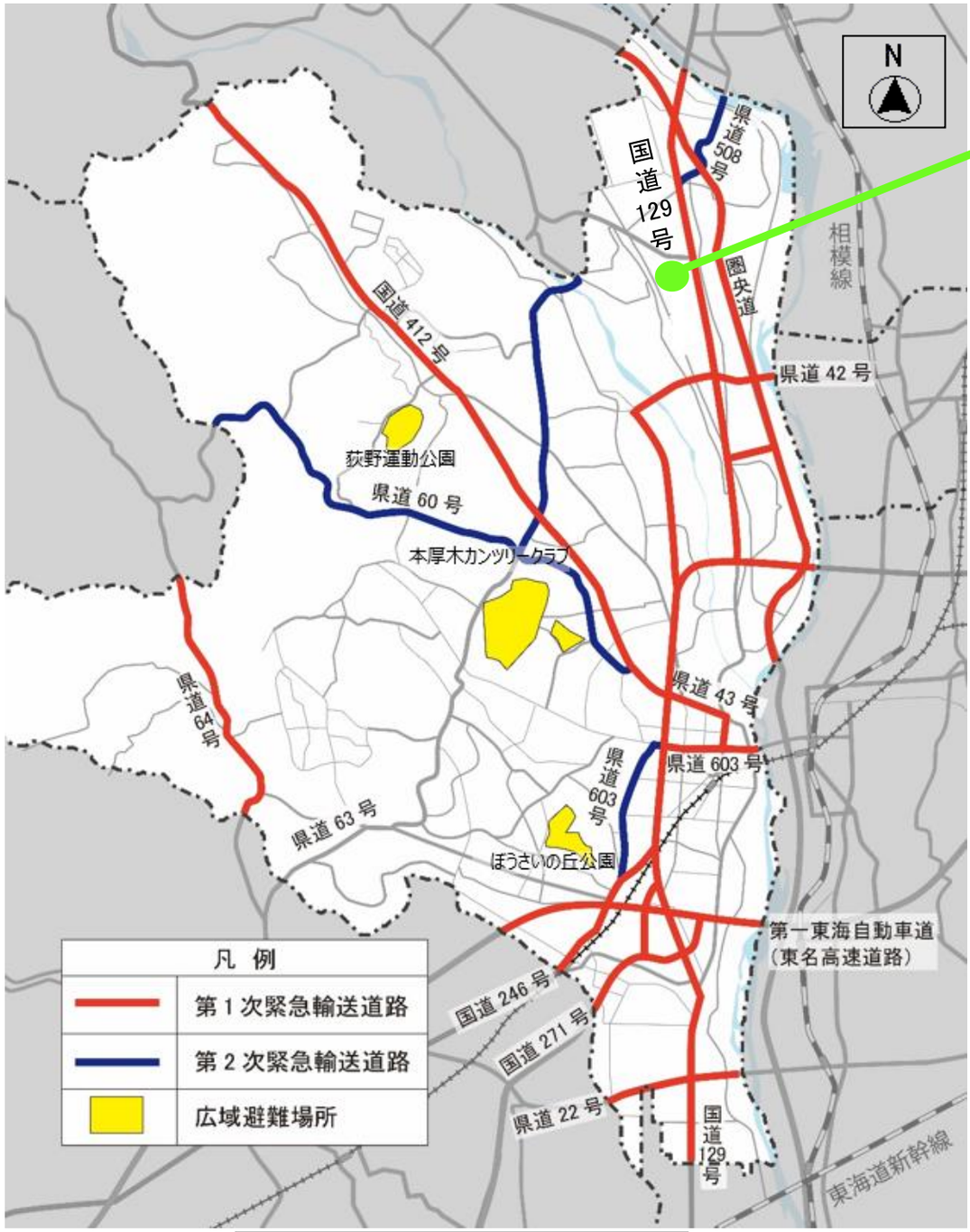

緊急輸送道路図

北部地区公園計画地

計画地は、第１次緊急輸送道路である国道129号に面しており、同じく第１次緊急輸送道路である圏央道や県道42号からも近いところに位置しており、防災の拠点に適している。

緊急輸送道路とは、
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。

（仮称）北部地区公園のテーマ

「水と緑と太陽」があふれる自然豊かな空間で
多世代が集う賑わいの公園

公園立体イメージ図

道路及び公園施設の詳細は今後、
変更される場合があります。

あったらいいなと思う施設のアンケート結果

全体アンケート

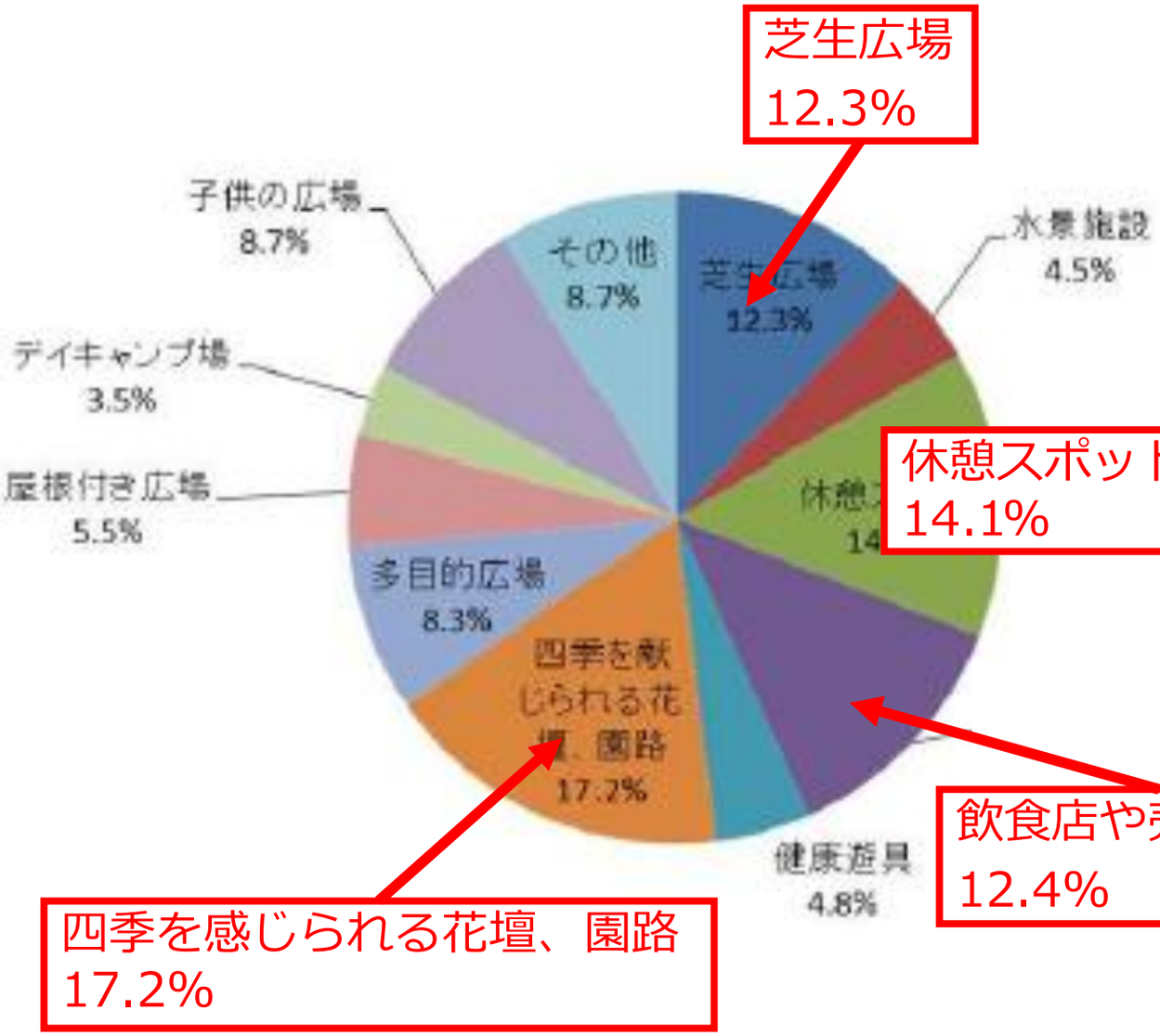

小中学生アンケート

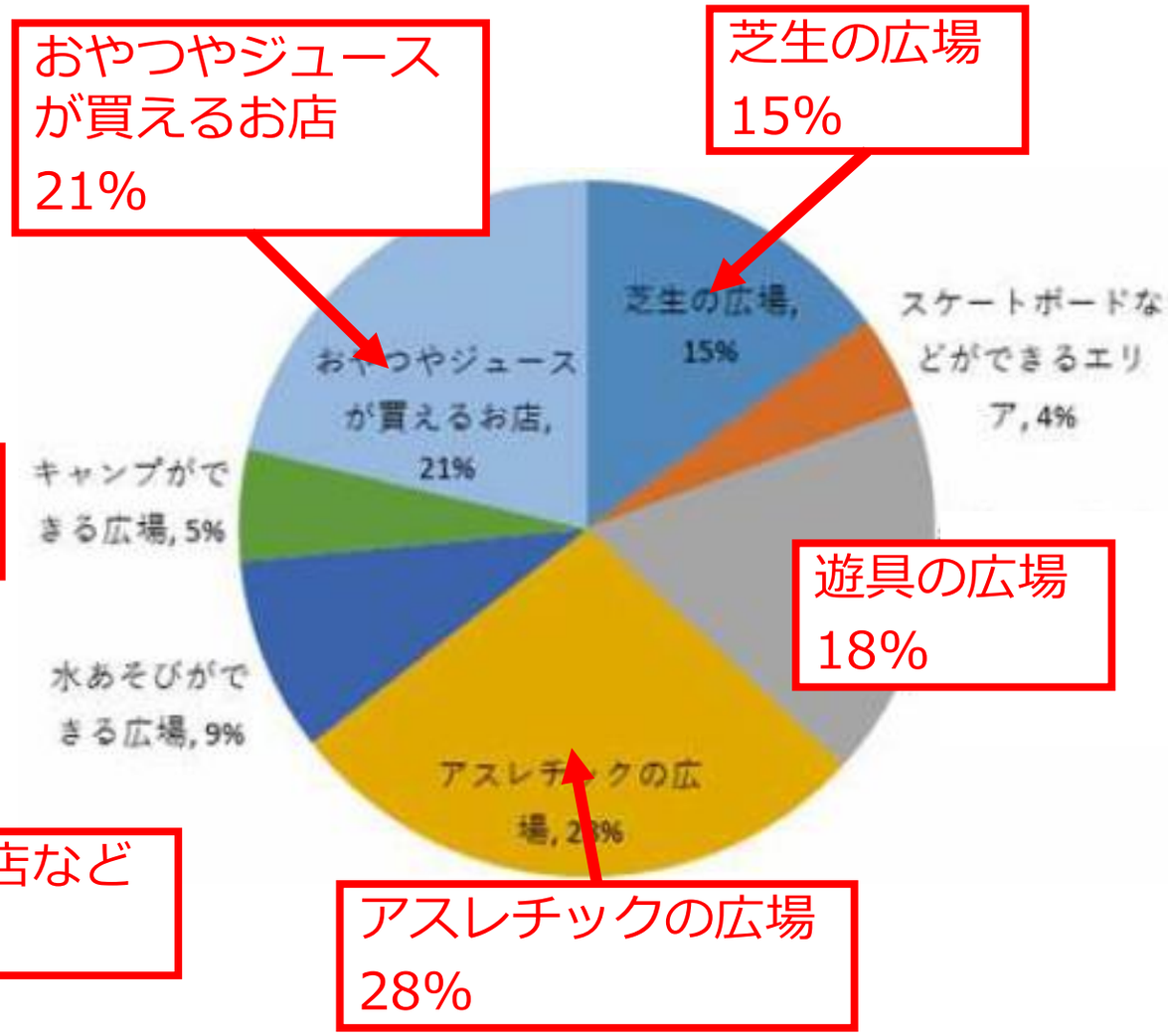

令和6年10月、令和7年2月に実施

3　（仮称）北部地区公園

平常時の導入施設案

【ゾーン構成】	利用イメージ	導入施設
緑のふれあいゾーン	桜や紅葉樹包まれたお花見空間	花とくつろぎの広場
	緑の中でのﾋﾟｸﾆｯｸ（ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ空間）。	デイキャンプ場
	豊かな緑の形成。 季節の変化や鳥や昆虫など動植物とのふれあいの場。	外周樹林
交流ゾーン	集いの場、ﾌﾘｰﾏｰｹｯﾄ等のできるｲﾍﾞﾝﾄ空間	交流広場
多目的広場ゾーン	山並みを眺めながらのﾋﾟｸﾆｯｸ。 芝生と緑陰樹のある広場。	みはらし広場
	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌやﾎﾞｰﾙｹﾞｰﾑのできる空間。	多目的広場
	多様なｽﾎﾟｰﾂゲームのできる空間。土の広場。 ﾌｯﾄｻﾙ、ﾊﾞｽｹｯﾄ、ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ等	スポーツ広場
	屋内ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ･ｽﾎﾟｰﾂの場、	屋根付き施設
	幼児、児童がｴﾘｱを分けて安全に遊べる広場	遊戯広場
管理ゾーン	管理運営、 市民活動（会議室等） 屋内休息空間	センター棟
	駐車場	駐車場
	水飲み、ﾄｲﾚ	水飲み 屋外トイレ

3　（仮称）北部地区公園

公園のゾーニング

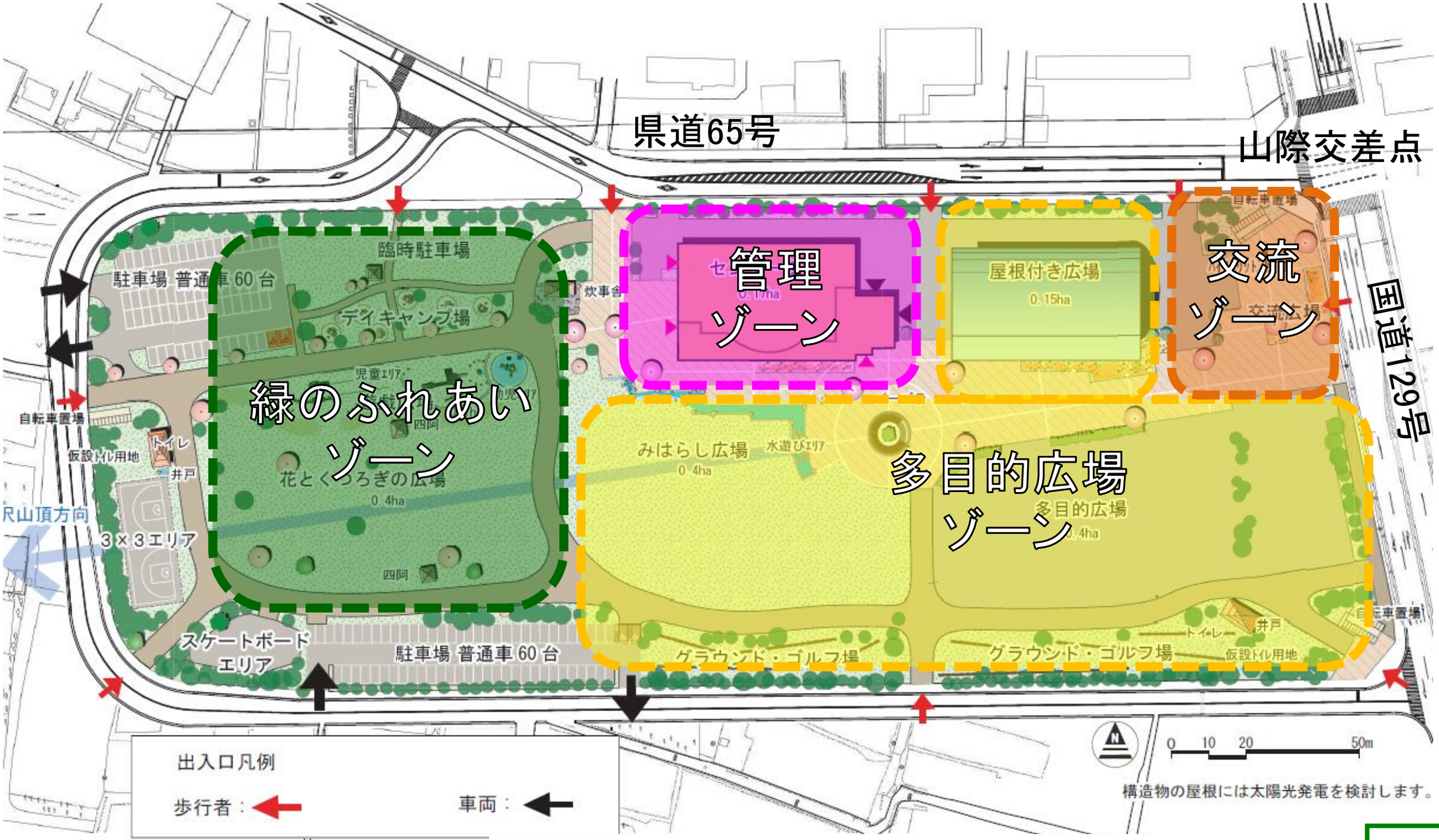

公園施設の詳細は今後、変更される場合があります。

3　（仮称）北部地区公園

平常時　公園イメージ図

公園施設の詳細は今後、変更される場合があります。

3　（仮称）北部地区公園

災害時　公園イメージ図

公園施設の詳細は今後、変更される場合があります。

3　（仮称）北部地区公園

公園イメージ

花とくつろぎの広場イメージ

みはらし広場イメージ

※イメージと同じ施設が整備されるわけではありません。

3　（仮称）北部地区公園

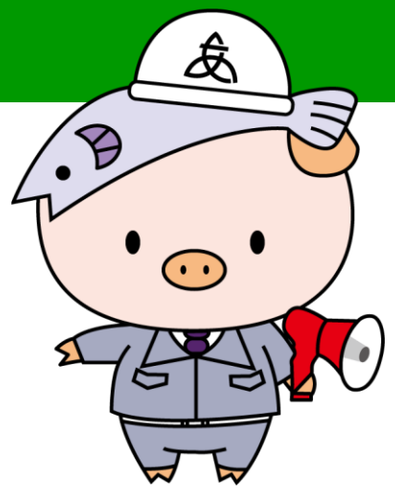

公園イメージ

屋根付き広場イメージ

※イメージと同じ施設が整備されるわけではありません。

3　（仮称）北部地区公園

公園イメージ

3×3エリアイメージ

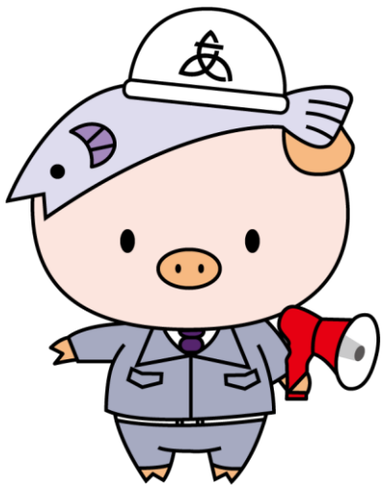

※イメージと同じ施設が整備されるわけではありません。

3　（仮称）北部地区公園

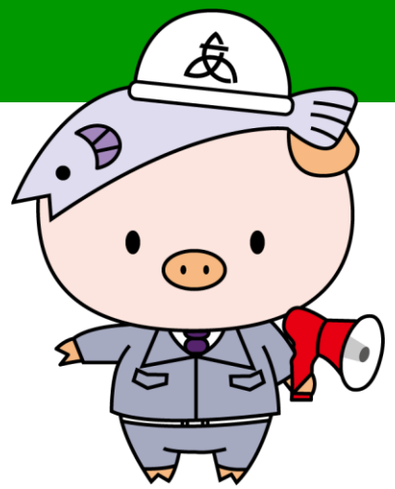

公園イメージ

※イメージと同じ施設が整備されるわけではありません。

3　（仮称）北部地区公園

道路断面イメージ図

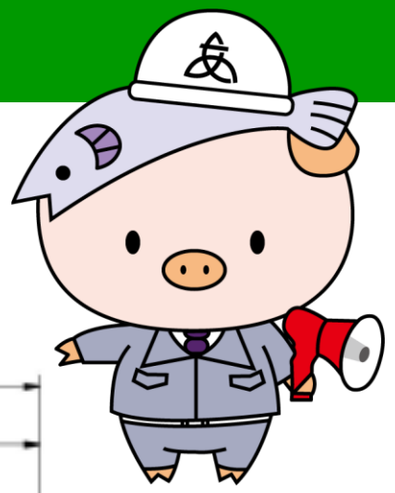

整備後道路断面

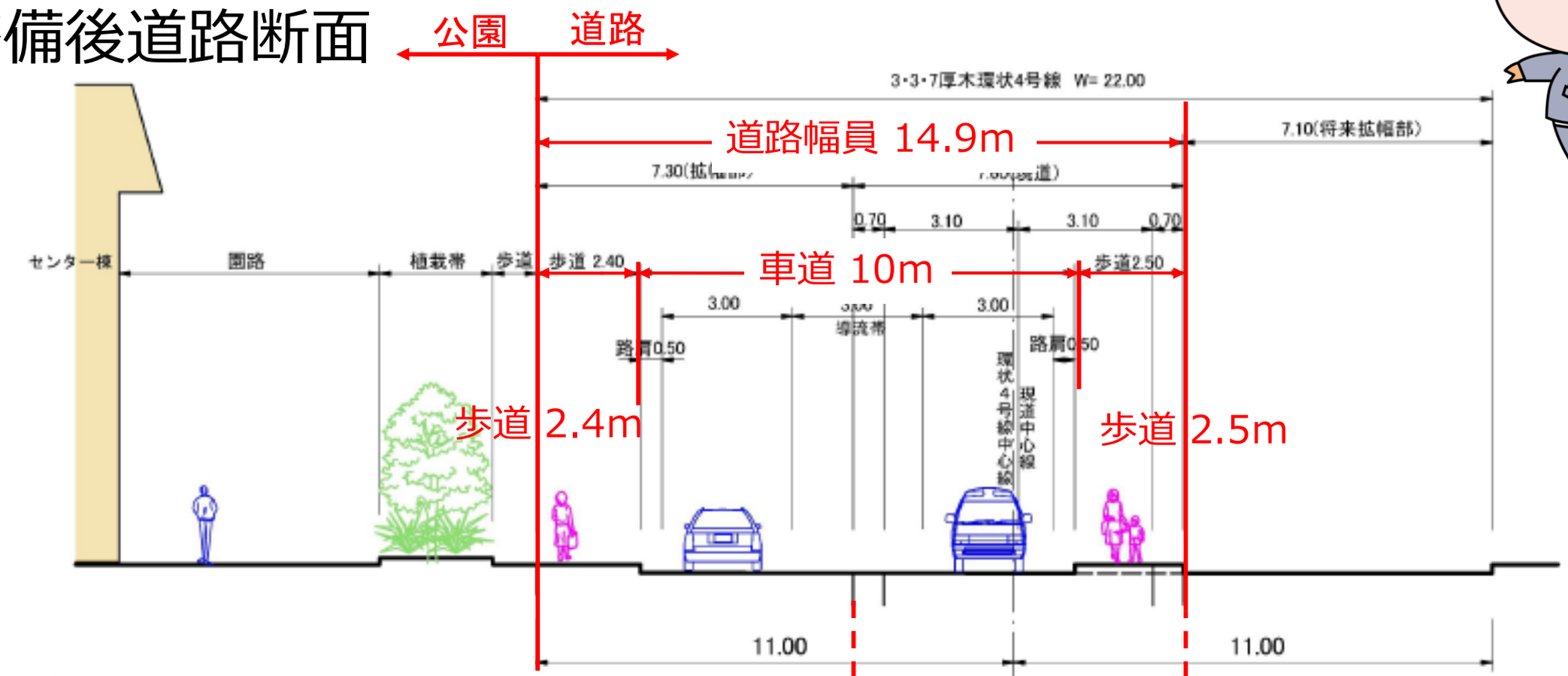

断面位置

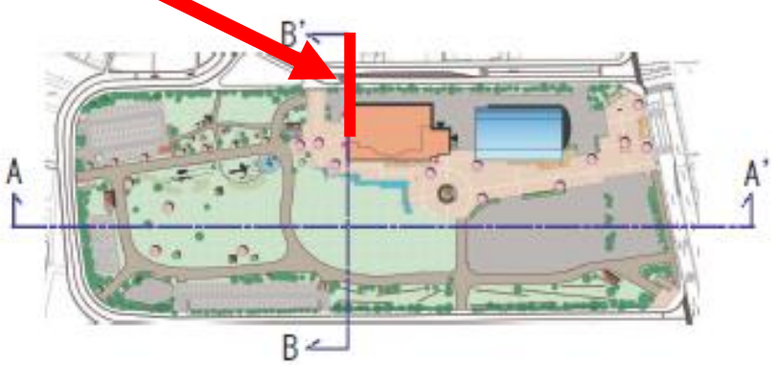

現況道路断面

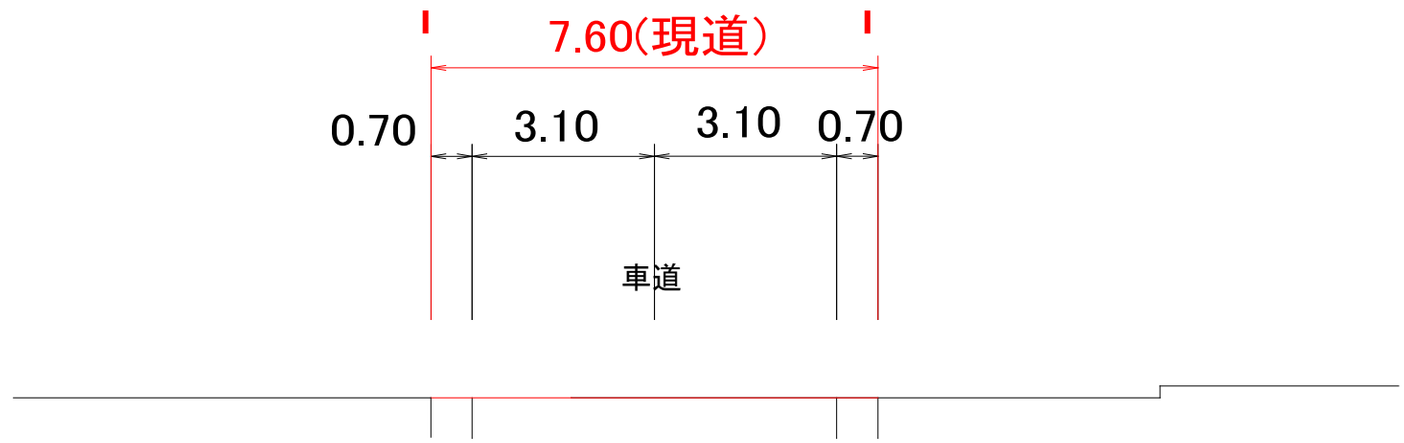

道路及び公園施設の詳細は今後、変更される場合があります。

3　（仮称）北部地区公園

道路断面イメージ図

整備後道路断面

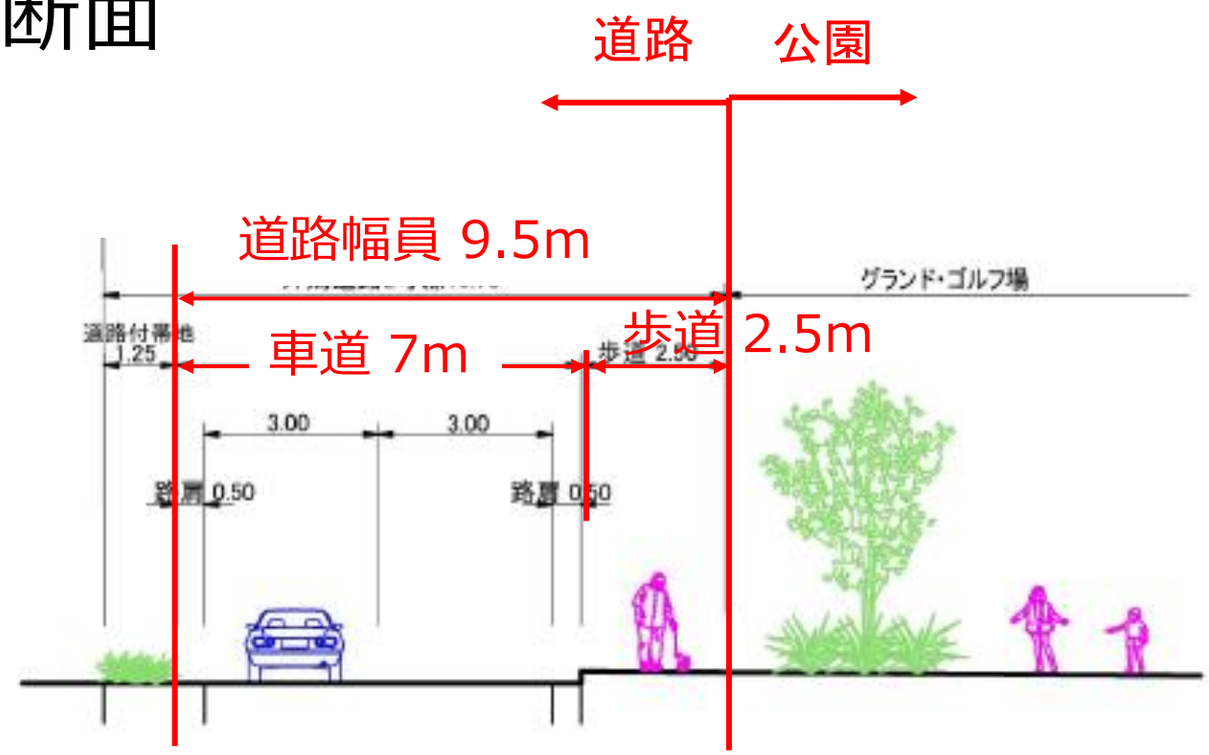

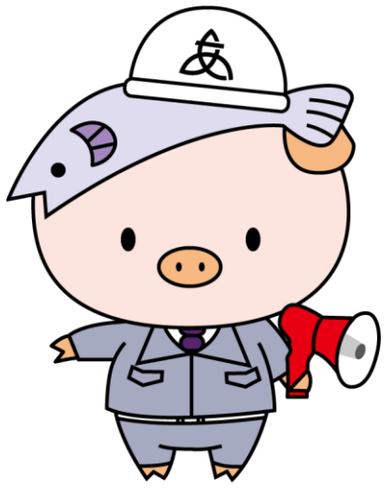

現況写真

断面位置

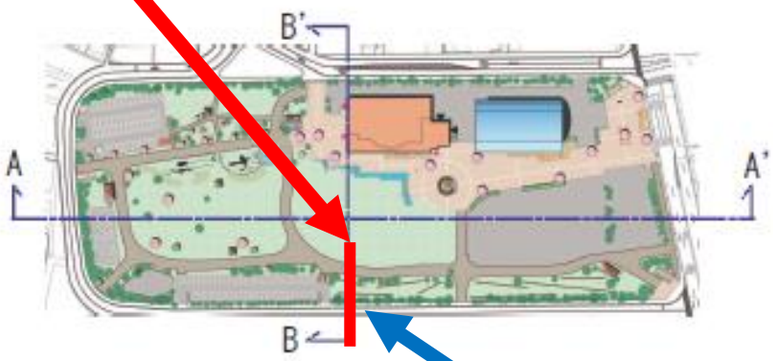

写真撮影位置

道路及び公園施設の詳細は今後、変更される場合があります。

本日の説明内容

1 計画地区の概要

2 依知地区に都市計画公園が必要な理由

3 (仮称)北部地区公園

4 今後のスケジュール

5 都市計画法による制限

4　今後のスケジュール

R7.4/16
本日
都市計画変更素案に関する説明会

4/16～4/30
意見書受付

回答の縦覧

6月
都市計画原案の縦覧・公述申出受付

7月
公聴会
※公述申出人不在の場合は中止

9月
都市計画案の縦覧・意見書受付

11月
厚木市都市計画審議会

11月
都市計画の告示

R8．3月
事業認可

・本スケジュール案は現時点での予定であり、今後の関係機関との調整状況や事業の進捗状況等により変更となる場合があります。

4　今後のスケジュール

R7年度	R8年度～R10年度	R11年度～R14年度	R15年度
公園基本設計 建物補償調査	用地取得	公園工事 道路工事	公園供用開始

・本スケジュール案は現時点での予定であり、今後の関係機関との調整状況等により変更となる場合があります。

本日の説明内容

1 計画地区の概要

2 依知地区に都市計画公園が必要な理由

3 (仮称)北部地区公園

4 今後のスケジュール

5 都市計画法による制限

(1)　都市計画による建築制限

都市計画決定

第53条による効力

事業認可

第65条による効力

事業完了

都市計画法第65条

〇目的 ・都市計画事業の妨害の防止
〇制限内容 ・都市計画事業の事業地内での建築物の建築・土地の区画・形質の変更等を行おう とする者は市長の許可が必要
〇許可基準 ・事業中の区域であるため、特別な事由がない限り原則として許可されません。

【意見書の受付について】

受付期間	令和7年4月17日（木）～4月30日（水）【必着】 **次のとおり再受付期間を追加します。** **令和7年5月13日（火）～5月26日（月）【必着】**
提出方法	郵送、持参、ファックスまたはメール
提出できる方	・市内に住所を有する者 ・**規則で定める利害を有する者** **・再受付については、令和7年4月17日（木）～4月30日（水）までの間に意見書を提出されていない方**
提出場所	厚木市 都市みらい部 都市計画課 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号　厚木市役所第二庁舎12階 電話　（046）225 － 2400　　FAX　（046）222 － 8792 E-mail　4600@city.atsugi.kanagawa.jp ※持参の場合、受付時間は午前8時30分～午後5時15分(土日を除く)

意見書の書式及び本日の資料は、

市ホームページからダウンロードできます。

厚木市　都市計画手続

検索

皆様のご理解
ご協力をお願いします。

未来へ一歩つながる
あつぎ７０年